

規制シート

(別紙1)

180199200510001

平成27年2月26日

規制の名称	計量法関係法令の解釈運用等について	所管府省	経済産業省
根拠法令等	計量法(平成4年法律第51号)、計量法施行令、計量単位令、計量法施行規則、特定計量器検定検査規則、基準器検査規則、指定製造事業者の指定等に関する省令、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令	担当局課等 及び作成責任者の役職・氏名	産業技術環境局 計量行政室 室長 三浦 裕幸
規制目的	平成12年の計量法業務の自治事務化に伴い、従来の機関委任事務を前提とした計量法施行に係る通達等が廃止されたが、これに替わり、各自治体共通の部分について、全国での統一的な運用を目的として、法文上の解釈・運用等を明確にするために作成したもの。		
規制内容の概要	計量法の定義、特定商品の販売、検定、定期検査、計量証明事業、届出製造事業者等に関する解釈や運用方法等を示すものであり、法令上の規制を乗り越えて追加的に規制を課しているものではない。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	平成26年2月改訂。	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	国、全国の都道府県及び特定市町村(計量法で定められた市町村。政令指定都市、中核市、特例市等が該当。)の関係行政機関間で出来る限り運用の齟齬を防止し、計量行政の統一的かつ適正な運用を確保するために引き続き維持する。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—	—	—
見直し条項	—	—	—
次の見直し時期	—	—	—

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)

(別添)

0001

180199200510001

通知・通達等の名称(発信者等を含む。)	計量法関係法令の解釈運用等について(経済産業省計量行政室)
通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項	計量法第2条、第12条、第13条、第40条、第107条、第108条、第110条 計量法施行令第27条、第28条 計量単位令第8条 計量法施行規則第8条、第43条 特定計量器検定検査規則第12条、第13条 基準器検査規則第23条、第83条 指定製造事業者の指定等に関する省令第3条 指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令別表第1及び別表第2
通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由	本通知の内容は、計量法等に基づき、定義、特定商品の販売、検定、定期検査、計量証明事業、届出製造事業者等に関する解釈や運用方法等を示すものであり、法令上の規制を乗り越えて追加的に規制を課しているものではない。